

美容師法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年十二月二十二日

徳島県知事 飯泉嘉門

徳島県条例第六十二号

美容師法施行条例の一部を改正する条例

美容師法施行条例（平成十二年徳島県条例第三十二号）の一部を次のように改正する。

第三条中第十号を第十一号とし、同条第九号中「盲導犬」を「身体障害者補助犬法（平成十四年法律第四十九号）第二条第一項に規定する身体障害者補助犬」に改め、同号を同条第十号とし、同条中第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 作業場に、洗髪のための流水式の設備を設けること。ただし、当該美容所において頭髮に係る作業を行わない場合その他知事が衛生上支障がないと認める場合は、この限りでない。

第五条を第九条とし、第四条の次に次の四条を加える。

（出張美容の届出）

第五条 出張美容（美容所以外の場所において美容の業を行うことをいう。以下同じ。）を行おうとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、知事に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出をした者は、その届出に係る事項に変更を生じたとき、又は出張美容をやめたときは、速やかに、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

（出張美容を行う場合に講ずべき衛生上必要な措置）

第六条 出張美容を行う者は、第二条各号に掲げるもののほか、次に掲げる衛生上の措置を講じなければならない。

- 一 作業に必要な数の布片及び器具を携行すること。
- 二 未消毒の器具と既消毒の器具とを区別して収めることができる容器を携行すること。

- 三 消毒薬及び消毒器具を携行すること。
- 四 外傷に対する応急処置に必要な薬品及び衛生材料を携行すること。

(立入検査)

第七条 知事は、出張美容の衛生を確保するため必要があるときは、当該職員に、出張美容に使用する器具等を管理する場所又は出張美容を行う場所に立ち入り、法第八条の規定による措置の実施の状況を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(公表)

第八条 知事は、次に掲げる場合には、規則で定めるところにより、その旨を公表することができる。

一 第五条第一項の規定による届出をしなければならない者が、同項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をして、出張美容を行った場合

二 第五条第二項の規定による届出をしなければならない者が、同項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした場合

三 出張美容を行う者が、前条第一項の規定による立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した場合

2 知事は、前項の規定による公表をしようとする場合は、あらかじめ当該公表の対象となる者に対し、証拠を提出し、及び意見を述べる機会を与えなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の前日にされた美容師法(昭和三十二年法律第六十三号)第十一条第一項の規定による届出に係る美容所の構造設備については、同日以後最初に当該美容所が増築され、又は改築されるまでの間は、改正後の第三条第六号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 この条例の施行の際現に改正後の第五条第一項の規定による届出に相当する届出をしている者は、同項の規定による届出をした者とみなす。